

◇教育委員会所管の学校の教員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 災害応急作業等派遣手当を新設することにしました。
- 2 この条例は、公布の日（令和 6 年 5 月 30 日）から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用すること
にしました。

（教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当）